

公示第41号

「中部国際空港における航空機と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」の一部改正について

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定により、「中部国際空港における航空機と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成17年2月17日公示第1号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

令和元年12月5日

中部空港税関支署長 望月 光弘

記

「中部国際空港における航空機と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成17年2月17日公示第1号）の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

附 則

この公示は、令和元年12月11日から適用する。

「中部国際空港における航空機と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成17年2月17日公示第1号） 新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
本文（省略）		本文（同左）	
別紙（中空公示第1号）		別紙（中空公示第1号）	
	交通場所及び積卸場所		交通場所及び積卸場所
	(省 略)		(同 左)
交 通 場 所	2. <u>中部国際空港第2旅客ターミナルビル（以下「国際線第2ビル」という。）サテライト2階から同ビルサテライトの各ゲート又は昇降機を通り、外航機用スポットに駐機する航空機に至る通路</u>	(省 略)	2. <u>国際線第1ビル南ウイング1階の第2CIQエリアから外航機用スポットに駐機する航空機に至る通路</u>
	3. <u>国際線第2ビルのビジネスジェットゲートから外航機用スポットに駐機する航空機に至る通路</u>	(省 略)	3. <u>中部国際空港第2旅客ターミナルビル（以下「国際線第2ビル」という。）サテライト2階から同ビルサテライトの各ゲート又は昇降機を通り、外航機用スポットに駐機する航空機に至る通路</u>
	(省 略)		(同 左)
	8. <u>外航機用スポットに駐機する航空機から国際線第2ビルサテライト及びコンコースの各ゲートを通り、同ビル本館1階検疫ブース及び入国審査ブースを経て、同ビル本館1階中部空港税関支署旅具検査場に至る通路</u>	(省 略)	8. <u>外航機用スポットに駐機する航空機から国際線第1ビル南ウイング1階の第2CIQエリアに至る通路</u>
9. <u>外航機用スポットに駐機する航空機から国際線第2ビルのビジネスジェットゲートに至る通路</u>	(省 略)	9. <u>外航機用スポットに駐機する航空機から国際線第2ビルサテライト及びコンコースの各ゲートを通り、同ビル本館1階検疫ブース及び入国審査ブースを経て、同ビル本館1階中部空港税関支署旅具検査場に至る通路</u>	
	(省 略)		(同 左)
積 卸 場 所	(省 略)	積 卸 場 所	(同 左)
(注) (省略)		(注) (同左)	